

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ ส.3/2563

เรื่อง การแก้ไขเพิ่มเติมบัญชีประเภทที่ให้การส่งเสริมการลงทุน ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 2/2557

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 3/2563 号

件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づく

投資奨励対象業種表の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

投資委員会は、民間に対しより一層の現代農業システム製造またはサービスへの投資を促進し、タイ国内におけるデジタルプラットフォームまたはシステムの開発を推進するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の業種 1.23 の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用することで、投資奨励対象業種を改定する。

業種	条件	恩典
1.23 現代農業システム製造またはサービス、例えば、状態探知及び追跡システム、水・肥料・薬品などの関連資源の使用制御システム、そしてスマート温室システムなど	<u>自社でシステムおよびソフトウェアの設計を有する場合</u> 1. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理するシステムおよびソフトウェアの設計を有すること。 2. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低 150 万バーツ以上または投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること。	A 3 （法人所得税免除の上限無し）

